

最近デリバリーサービスの普及などを背景に、自転車にスマホホルダーを装着し、ナビゲーションアプリを利用しながら走行する様子を目にする機会が増えてきました。

スマホホルダーは 1,000 円程度から購入でき、自転車利用中もスマホからの情報を入手しやすいというメリットがありますが、注意が必要です。

スマホホルダーを自転車に装着し、ナビなどのアプリを使用しても違法ではありません。ただし、走行中に操作したり、スマホ画面を注視したりすることは、いわゆる「ながらスマホ」にあたります。

道路交通法で禁止されており、違反した場合 5 万円以下の罰金が科されることがあります。

なによりそれらの行為は、周囲の危険に気付かず、歩行者や他の車両に衝突するなど、重大な事故につながる可能性があります。

必要な時は、通行の妨げにならない安全な場所に停車して行わなければなりません。

また、昨年 9 月のメルマガでも紹介しましたように、違反行為に対し反則金を課す「青切符」による取締りを自転車にも導入することが、現在検討されています。

16 歳以上の利用者に対し、信号無視や一時不停止、携帯電話を使用しながらの運転などの違反が対象となる模様です。

これらの状況も踏まえ、自転車の安全利用についてあらためて生徒の皆さんに指導・注意喚起をされてはいかがでしょうか。

当財団では自転車やバイクなどの交通安全に関する専門講師による出前授業を実施しています。

現在今年 4 月以降の講師派遣を受け付け中です。どうぞご活用ください。

メニューやお申込み方法等の詳細については、以下 URL をご参照願います。

<https://jaef.or.jp/lifestyle-teacher/>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyoku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>